

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和 5 管理年度（令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第 4 項の規定により公表する。

令和 5 年 6 月 28 日

東京都知事 小 池 百合子

第 1 まさば及びごまさば太平洋系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
東京都さば漁業	現行水準